

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二百二十七条まで（現行のとおり）</p> <p>（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）</p> <p>第二百二十八条 主に東京湾の内湾を周遊し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可を受けて、船内で飲食を供する船舶（乗船定員十人以上百人未満のものに限る。）の所有者及び管理者（以下「船舶の所有者等」という。）は、規則で定める水域において、水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、し尿を無処理のまま船外に排出してはならない。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第二百二十九条及び第三百十条（現行のとおり）</p> <p>（音響機器等の使用制限）</p> <p>第二百三十一条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、当該営業を営む場所において、カラオケ装置（伴奏音楽等を収録したテープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器等」という。）を使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器等から発する音が防音対策を講ずることにより当該営業を</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二百二十七条まで（略）</p> <p>（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）</p> <p>第二百二十八条 主に東京湾の内湾を周遊し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条第一項の規定に基づく営業の許可を受けて、船内で飲食を供する船舶（乗船定員十人以上百人未満のものに限る。）の所有者及び管理者（以下「船舶の所有者等」という。）は、規則で定める水域において、水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、し尿を無処理のまま船外に排出してはならない。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第二百二十九条及び第三百十条（略）</p> <p>（音響機器等の使用制限）</p> <p>第二百三十一条 次に掲げる営業を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、当該営業を営む場所において、カラオケ装置（伴奏音楽等を収録したテープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器等」という。）を使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器等から発する音が防音対策を講ずることにより当該営業を営む場所の外部に漏れない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p>

営む場所の外部に漏れない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

第百三十二条から第百六十五条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第九まで（現行のとおり）

別表第十 深夜制限営業（第百三十二条関係）

一（現行のとおり）

二（現行のとおり）

三（現行のとおり）

四（現行のとおり）

五（現行のとおり）

六（現行のとおり）

七（現行のとおり）

八（現行のとおり）

別表第十一から別表第十三まで（現行のとおり）

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五條第一号に規定する飲食店営業

二 食品衛生法施行令第三十五條第二号に規定する喫茶店営業

第百三十二条から第百六十五条まで（略）

別表第一から別表第九まで（略）

別表第十 深夜制限営業（第百三十二条関係）

一（略）

二 喫茶店営業（食品衛生法施行令第三十五條第二号に規定するもの。ただし、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。）

三（略）

四（略）

五（略）

六（略）

七（略）

八（略）

九（略）

別表第十一から別表第十三まで（略）